

火力電源入札の在り方について



制度の趣旨

- 現行の火力電源入札制度は、競争が十分機能するまでの間の経過的な特定小売供給約款の料金の適正性を確保することを目的とした制度であり、法律上の義務ではないが、入札を経た電源は落札価格を適正な原価とみなし、入札を経ていないものは、入札された場合に想定される価格等を参考にしつつ査定するという仕組みの下で運用されてきた。
- また、以下のような状況の下、発電市場への競争導入を促すことにより、発電コストの低減を促す意義も期待されていた。
 - 平成24年の制度再開当初、新電力の販売電力量シェアは2.5%に過ぎず市場競争は限定的であり、また、低圧部門については一般電気事業者による規制料金制度下であったため、旧一電小売部門は電源調達価格を総括原価に転嫁して費用回収することが容易な構造となっていた。
 - これを旧一電発電部門側から見ると、同一経営体の小売部門が固定費込みの電力を調達することが当たり前であったため、発電コストを必ずしも十分意識しない可能性があった。加えて、当時は卸売市場も十分に機能していなかったため、市場価格を意識した発電経営を行う意識も必ずしも十分ではなかったとも考えられる。
 - 発電への新規参入者（IPP）の側から見ると、当初は旧一電以外の買い手が限定的であった中、発電市場へ参入する貴重な機会を提供するものでもあった。

（参考）制度改訂の経緯

平成7年	電気事業法改正。卸電気事業に係る参入規制の原則撤廃に併せて火力入札制度を導入
平成12年	一般電気事業者の自社分を含めた火力全面入札制度を導入
平成15年	卸電力取引所の整備を契機として制度廃止
平成24年	東日本大震災後、電力の安定供給と電気料金の一層適正な原価の形成を促すことを目的として、「新たな火力電源入札制度」として再開
平成25～27年度	総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電気料金審査専門小委員会火力電源入札ワーキンググループにおいて実施（事務局：資源エネルギー庁）
平成27年9月	電力取引監視等委員会の設置に伴い、火力電源入札専門会合へ
平成28年5月	電力全面自由化を契機に、競争が十分機能するまでの間の経過的な特定小売供給約款の料金の適正性を確保する目的のもとで抜本的に見直し

直近の入札実績①

- 現行制度の下では、これまで延べ11件の入札が行われており、東京電力以外は概ね募集した供給力の確保ができています。
- 上記11件中7件が1社入札であり、うち6件が自社電源により落札されている。

■ 新たな火力入札制度（平成24年9月～）における入札実績

年度	事業者名	募集内容	結果
平成25年	東京電力	260万kW	他社（3社応札3社落札）、68万kW ※平成26年度に再入札へ
平成26年	東北電力	60万kW+60万kW	<u>自社（1社応札）</u> 、56.9万kW+56.0万kW
平成26年	東京電力	600万kW	他社（9社応札4社落札）、145万kW
平成26年	中部電力	100万kW	<u>自社（1社応札）</u> 、100万kW
平成26年	関西電力	150万kW	他社（1社応札1社落札）、122.1万kW
平成26年	九州電力	100万kW 0.8万kW（対馬）	自社（2社応札1社落札）、124万kW <u>自社（1社応札）</u> 、0.8万kW
平成27年	東京電力	1.25万kW （八丈島、三宅島、神津島、父島）	<u>自社（1社応札）</u> 、1.25万kW
平成27年	中国電力	94.5万kW	自社（2社応札1社落札）、94.5万kW
平成27年	四国電力	50万kW	<u>自社（1社応札）</u> 、47.3万kW
平成27年	九州電力	0.42万kW～0.45万kW （沖永良部島）	<u>自社（1社応札）</u> 、0.4万kW

本日も議論いただきたい論点

- 現行制度下での入札結果や電力自由化全面以降における小売市場をはじめとした電力市場の競争状況が一定程度進展してきている実情に鑑みて、自社（1社）応札となった場合の入札結果の取扱いや入札を一律に求めることの必要性について、ご議論いただきたい。

(※) 現在の「新しい火力電源入札の運用に係る指針」では、「電力システム改革の動向や、火力入札の実施状況、小売市場における今後の競争の動向等を踏まえ、本制度の廃止も含めた不断の見直しを行うことが適当」とされている。

自社（1社）応札の懸念点

- 現行制度下で1社応札が多くなっている実態があり、自社（1社）応札のみとなった電源については、結果的に、火力入札を経たことのみで調達原価にお墨付きを与えることとなり、電気料金審査のプロセス等において査定する余地をなくしてしまっている面もあるのではないかと懸念されている。

【新しい火力電源入札の運用に係る指針（5次改訂） 平成28年6月24日一部改訂】

Ⅱ. 新しい火力電源入札の実施に関する基本的事項

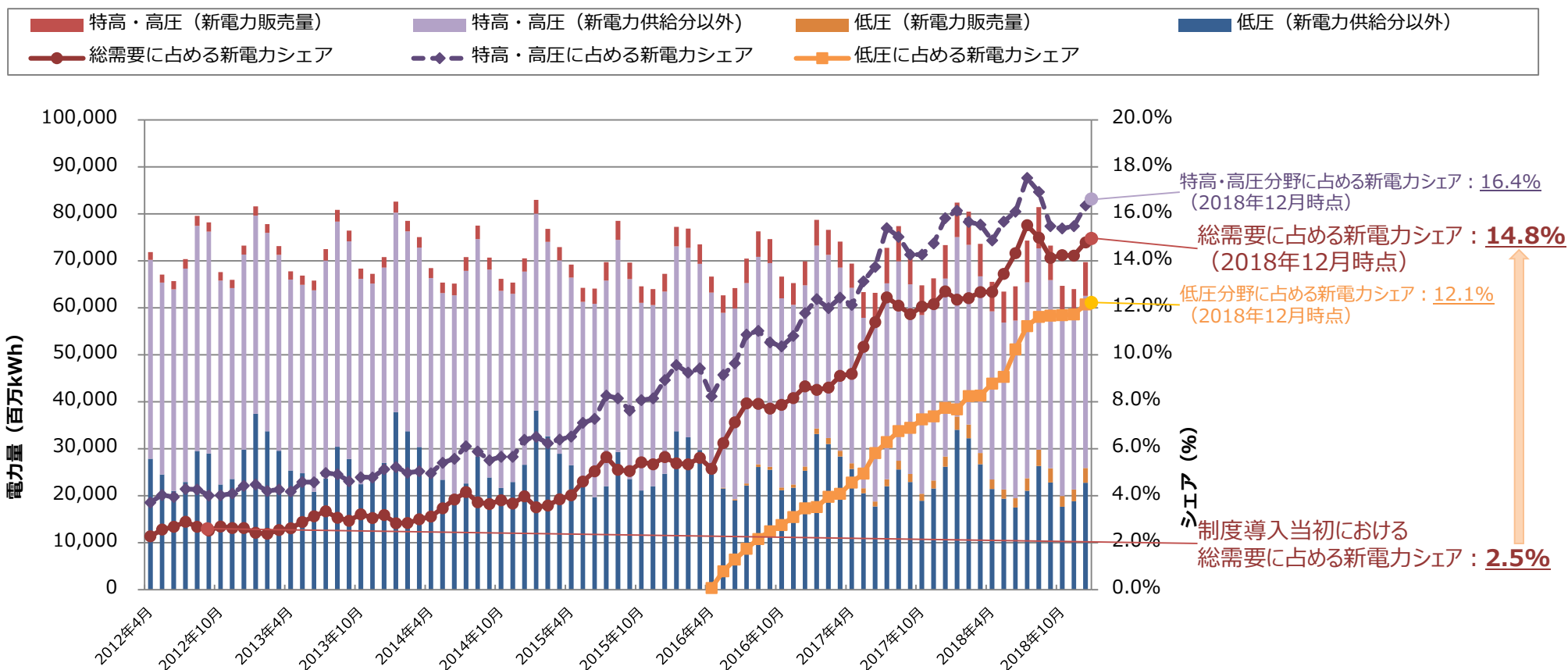
1. 基本の方針

- (1) (中略) 小売市場が十分に競争的ではない現状においては、特定小売供給約款の料金に転嫁される可能性があることから、今後、新設・増設・リプレースされる火力電源からみなし小売電気事業者が供給を受けようとする場合には、既に建設プロセスが進んでいるため入札を実施しても運転開始予定日に間に合わない案件等を除き、原則全ての火力電源について、本指針に基づくIPP入札（以下「火力入札」という。）の実施対象とする。（以下略）
- (2) 火力入札の実施主体はみなし小売電気事業者とし、自社で電源を新設・増設・リプレースしようとする場合はみなし小売電気事業者自身も応札することが可能な制度とする。また、みなし小売電気事業者が他の小売電気事業者と共同で入札を実施することも可能な制度とする。電気料金算定に当たっては、料金認可プロセスにおいて、みなし小売電気事業者の自社の発電部門及び子会社等が設置した電源のうち入札を経たものは、落札価格を適正な原価とみなし、入札を経ないものは、入札された場合に想定される価格等を参考にしつつ査定する。
- (3) (以下略)

市場環境等の変化 – ①小売市場

- 平成30年12月時点で、小売電気市場における、新電力シェア（全電圧、販売電力量ベース）が14.8%まで進展し、新規小売事業者の参入も550社まで増加。
- 旧一電小売部門の中でも、低圧電灯分野における自由化料金の割合が42%を占めてきており、全面自由化以前のように、電源投資の価格転嫁は容易ではなくなっている。

■ 新電力の市場シェア（2012年4月～2018年12月）



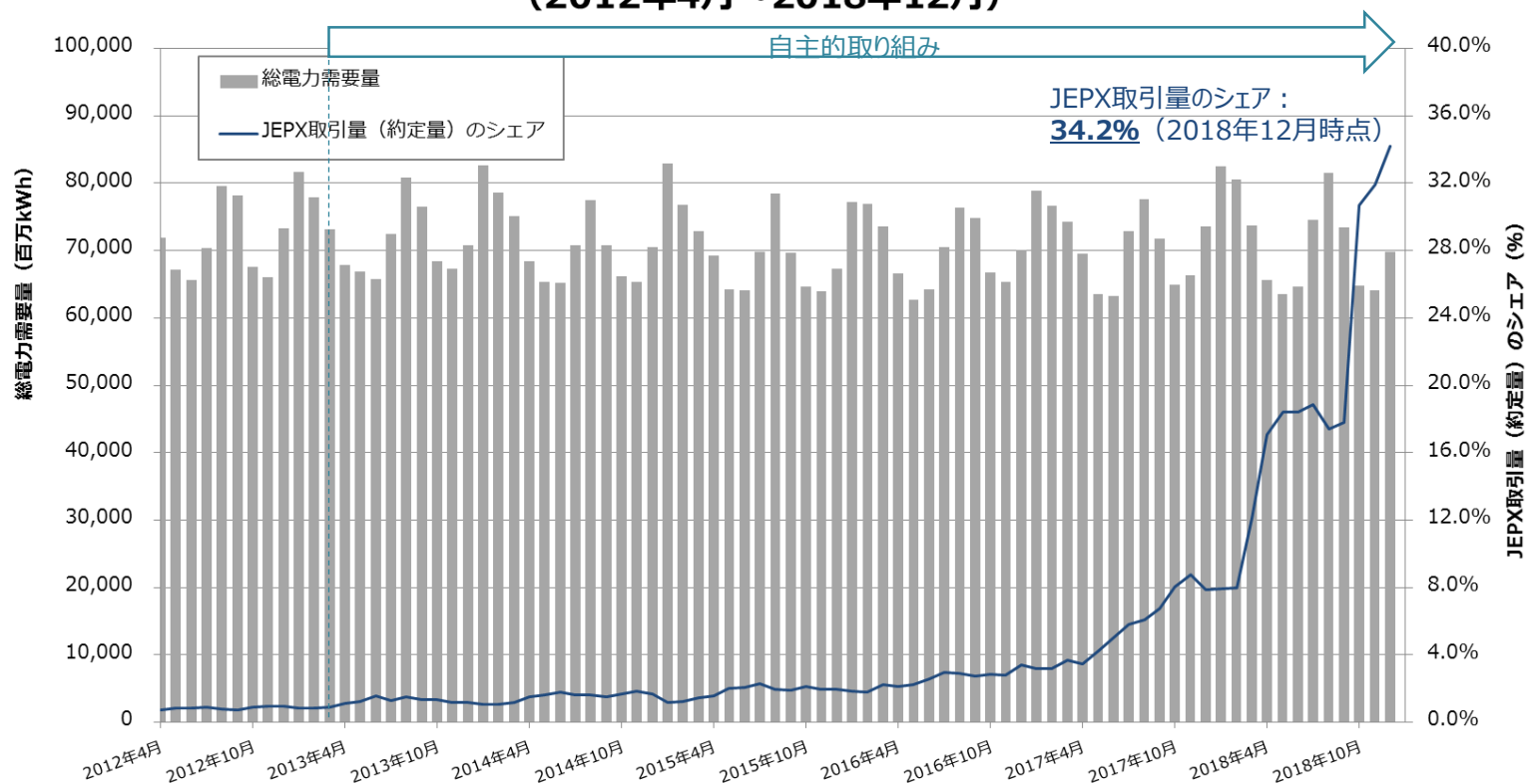
(出典：電力調査統計、電力取引報)

市場環境等の変化 – ②卸市場

- 平成30年12月時点で、取引所取引を通じた電力量シェアが震災前の0.5%から34.2%まで増加しているなど、競争環境に一定の進展が見られてきている。

JEPX取引量（約定量）のシェアの推移

(2012年4月～2018年12月)



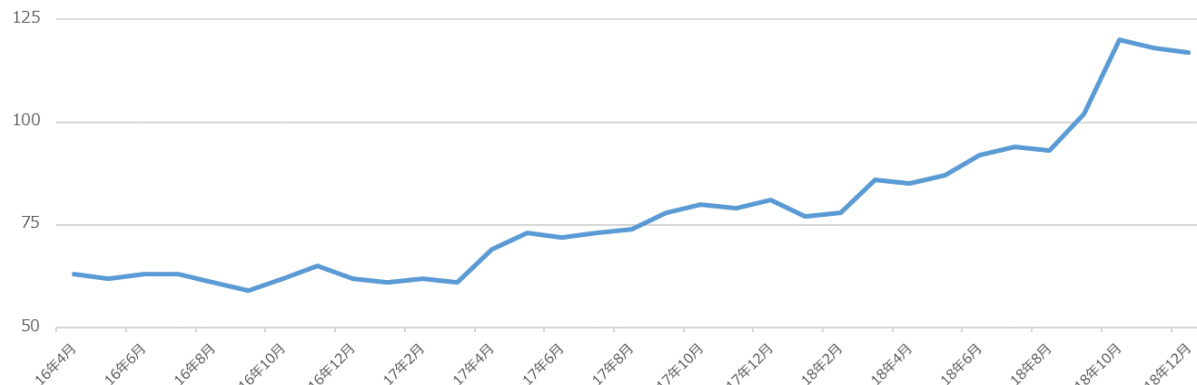
JEPX取引量（約定量）のシェアの前年同時期対比

2017年			2018年											
10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2.8倍	3.1倍	2.3倍	2.5倍	2.5倍	3.3倍	4.9倍	4.4倍	3.7倍	3.2倍	2.9倍	2.6倍	3.8倍	3.6倍	4.4倍

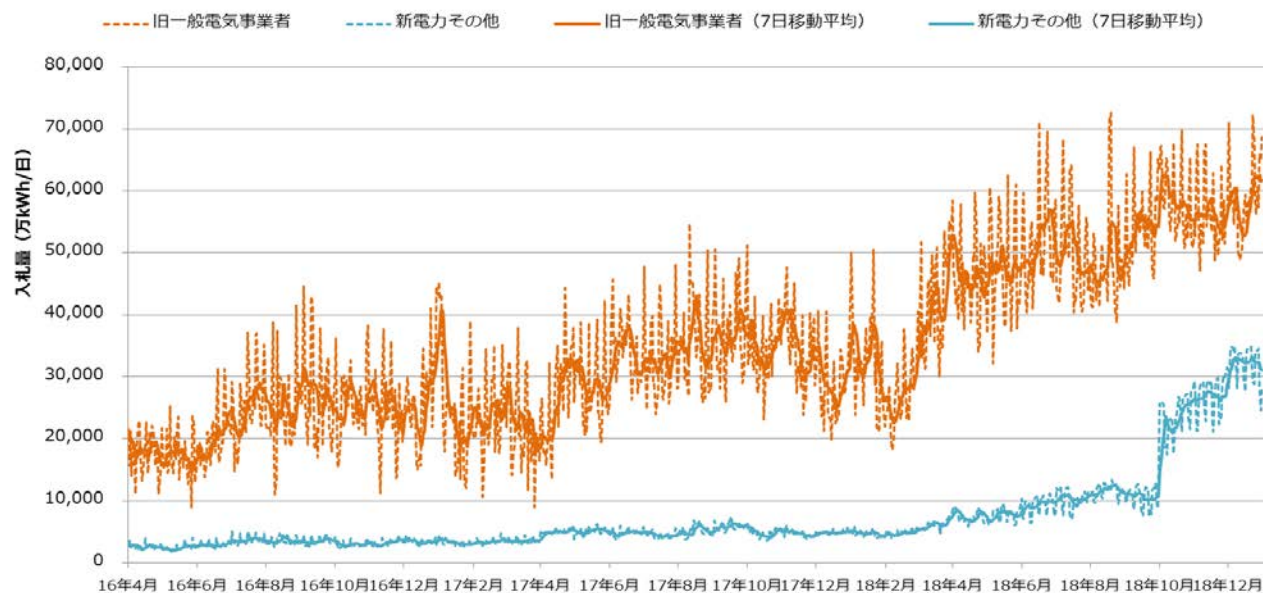
市場環境等の変化 – ③発電事業者数

- 卸売市場の取引量増加とともに、市場で売電するプレーヤー数も増加している（平成28年4月当時は63事業者であったのに対し、平成30年12月には117事業者）。

■ 市場で売電する事業者数の推移（2016年4月～2018年12月）



■ スポット市場売り入札量の推移（2016年4月～2018年12月）



主要データ

旧一般電気事業者による 売り入札量 (2018年10月-2018年12月)	532 億kWh
旧一般電気事業者による 売り入札量の前年同時期対比 (対2017年10月-2017年12月)	1.8 倍
新電力その他の事業者による 売り入札量 (2018年10月-2018年12月)	256 億kWh
新電力その他の事業者による 売り入札量の前年同時期対比 (対2017年10月-2017年12月)	5.8 倍

※ 旧一般電気事業者による売り入札量は、一般送配電事業者によるFIT売電分を含む。

今後の方向性について（案）

- 新設・増設・リプレースされる火力電源からみなし小売電気事業者が供給を受けようとする場合には、他の事業者が自らの発意で建設するもの等を除き、原則全ての火力電源について、指針に基づく入札の実施対象としているが、今後、主要機器入札実施を含めた競争的手段の活用等、火力入札以外の方法により安価に供給を受けることについて合理的な説明ができる場合には、必ずしも火力入札の実施は要しないこととしてはどうか。
- 電気料金算定に当たっては、料金認可プロセスにおいて、今後、みなし小売電気事業者の自社の発電部門及び子会社等が設置した電源のうち、入札を実施し他の事業者による応札があった場合のみ、その落札価格を適正な原価とみなしてはどうか。また、入札を実施し自社（1社）応札のみとなった場合については、入札された場合に想定される価格等を参考にしつつ査定することとしてはどうか。
- 上記の論点に関し、「新しい火力電源入札の運用に係る指針」について、必要な見直しを行ってはどうか。